

社会福祉法人山形村社会福祉協議会

職 員 紙 与 規 程

平成22年規程第 2 号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形村社会福祉協議会（以下「法人」という。）の職員就業規程（以下「就業規程」という）に基づき、正規職員、嘱託職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 嘱託職員に適用しない条項については、条項ごとにその旨を記載する。

3 (削除)

(給与の種類)

第2条 この規程でいう「給与」とは、基本給、手当（管理職、扶養、住居、時間外）、賞与（夏季、冬季。）をいう。

(給与の決定、改定)

第3条 新たに職員となった者の給与は、本規程に基づき、経験、年齢、資格、職務遂行能力、在職職員との均衡などを考慮して会長が決定する。ただし、試用期間満了時に試用期間中の勤務態度、職務遂行能力などを評価して適切な給与でないと判断される場合には、再度会長が決定をする。

2 各職員の給与改定は本規程に基づき、会長が決定する。ただし、60才以上の職員給与は、当人の経験、資格、職務遂行能力、在職職員との均衡などを考慮し、会長が毎年決定する。

3 昇給は、本規程等に定めのある場合や特別の事情がある場合を除き、基本給は毎年4月1日、手当は各月の1日に行う。

(給与の支払いと控除)

第4条 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員代表との書面協定により、職員が希望した場合は、その指定する金融口座に賃金を支払うものとする。

2 次に揚げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険及び厚生年金保険の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 長野県市町村職員互助会の会員掛金
- (6) その他職員代表との書面協定により控除することを定めたもの

(給与の計算期間及び支払日)

第5条 月額給与の計算期間は、1日から末日までとする。基本給と手当は、当月の21日に支給し、賞与はそれぞれの定めにより支給する。ただし、給与支払日が金融機関の休日に当たる場合はその前日とする。

2 1日より末日までの時間外勤務手当については、翌月21日に支給する。ただし、給与支払日が金融機関の休日に当たる場合はその前日とする。

(給与の計算方法)

第6条 所定の勤務時間の全部または一部を業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、就業規程または本規程で別に定めのある場合はその規定による。

2 月の途中で新たに採用された者、および昇給した者の給与は、発令の日より日割り計算で算出する。

第2章 基 本 納

(基本給)

第7条 基本給は、別表の基本給給与表に定めた額とし、所定の業務評価が良好であると認められる職員について、年1回、1号俸の昇給を行う。

2 昇格については、別に定める職務基準に基づき、会長が必要と認めた職員に対して行う。

第3章 手 当

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、職務基準5級職以上の管理職に対し別表で定める額を支給する。

2 管理職手当の支給を受けている職員に対しては、時間外割増賃金の支給をしない。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある正規職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、健康保険法に定める被扶養者（年収が130万円以下）で、原則として職員と同一生計者であり、職員が実際に扶養している次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）

(2) 満22歳未満の子（義務教育以外は在学証明書必要）

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 重度心身障害者及びこれに準ずる者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第4号までの扶養親族（次項において「扶養親族としての子、父母等」という。）については、1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

- 4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がある場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
 - (1) 扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合
 - (3) 扶養手当の月額に変更を要する事由が生じた場合

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、通勤に際し職員が所有する車両を使用し、通勤する場合に支給する。

- 2 通勤手当の対象となる職員は、通勤上の交通事情等のリスク面を考慮し、村外居住者で以下に定める要件を充たす者とする。

- (1)社会福祉法人山形村社会福祉協議会職員私有車両の通勤使用に関する規程（平成24年規程第4号）に定める私有車両通勤使用届出書が提出されていること。
- (2)別に定める通勤経路届出書が提出されていること。

- 3 通勤手当の額は所得税法に定める非課税限度額の範囲で、別に定める。

(住居手当)

第11条 住居手当は、次に掲げる正規職員に対して支給する。

自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

- 2 住居手当の月額は、次に掲げる額とする。

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から15,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を8,000円に加算した額

(時間外勤務手当)

第12条 1ヶ月単位の変形労働時間制で定める1ヶ月の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、次の算式により時間外手当を支給する。

1時間当たりの基本給×1.25

- 2 管理職に対しては時間外割増賃金の支給をしない。

(深夜勤務手当)

第13条 勤務が深夜（午後10時から午前5時）に及ぶ場合には、次の算式により深夜勤務手当を支給する。

1時間当たりの基本給×0.25

(その他の手当)

第 14 条 業務遂行に必要かつ有効な資格を有する職員に対して、資格手当を支給できるものとする。

2 必要に応じて、特別手当を支給できるものとする。

3 資格手当・特別手当を設ける場合の支給基準等は、会長が別に定める。

第4章 賞与

(賞与の種類と支給対象職員)

第 15 条 次の賞与を、支給時期に在職する職員に支給する。

(1) 夏季賞与 対象期間は 12 月 1 日～5 月末日とし、6 月中に支給。

(2) 冬季賞与 対象期間は 6 月 1 日～11 月末日とし、12 月中に支給。

2 夏季賞与、冬季賞与支給額は、年間 3 カ月の範囲内で法人の業績等を考慮して会長が決定する。

3 各職員の勤務評価賞与支給率は、前項により決定された基本支給率を基本に、当該年度の各職員の勤務状況を考慮して会長が決める。

4 社協の業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

第5章 退職金

(退職金)

第 16 条 退職金は、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程により支給する。但し、嘱託職員については、中小企業退職共済制度により支給する。

(付 則)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人山形村社会福祉協議会の職員給与規程(平成 10 年／規程第 2 号)は廃止する。

(付 則)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(付 則)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【通勤手当に関わる別に定める表／第10条第3項関係】

片道の通勤距離	通勤手当額
2キロメートル未満	*通勤上の交通事情等のリスク面において、村内居住者と同等以下とみなし、通勤手当は支給しない。
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	31,600円